



長野県報

3月1日(金)
平成25年
(2013年)
号外

目次

条例

証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例等の一部を改正する条例（総務課・議事課・調査課）…… 1

規則

長野県議会会議規則の一部を改正する規則（議事課）…… 2

告示

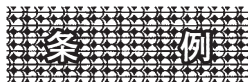
政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部改正（総務課）…… 3

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）…… 4

本号で公布された条例のあらまし

◇ 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例等の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 地方自治法の一部改正により、議会の委員会に関する事項の一部が条例に委任されたこと、政務調査費が政務活動費に改められたことなどに伴い、関係する条例について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は平成25年4月1日）から施行します。



証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月1日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第1号

証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例等の一部を改正する条例

（証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部改正）

第1条 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例（昭和34年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第109条第6項、第109条の2第5項若しくは第110条第5項」を「第115条の2第2項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に、「第109条第5項、第109条の2第5項若しくは第110条第5項」を「第115条の2第1項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

（長野県議会委員会条例の一部改正）

第2条 長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一

部を次のように改正する。

第4条の見出し中「及び委員定数」を「、委員定数及び委員の在任期間」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第5条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

（政務調査費の交付に関する条例の一部改正）

第3条 政務調査費の交付に関する条例（平成13年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政務活動費の交付に関する条例

第1条中「調査研究」を「調査研究その他の活動」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条（見出しを含む。）並びに第3条の見出し、同条第1項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第4条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第7条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定める政務活動（会派が実施する県政の課題を把握し県民の意見を県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進のために必要な活動をいう。）に要する経費とする。

第8条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「地方自治法第100条第14項」を「前条」に、「調査研究」を「政務活動」に、「第12条」を「第11条」に改める。

第10条を削る。

第11条の見出しを「(政務活動費の返還)」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「使途基準に従って行った」を「政務活動に関する」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保等)

第12条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行うこと、政務活動費の使用に関する指針を定めることその他の措置を講ずることにより、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第13条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則第2項の見出しを「(政務活動費の額の特例)」に改め、同項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「平成24年4月1日から平成25年3月31日」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

(別表) (第7条関係)

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 他の団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う住民相談等の広聴活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要請陳情活動費	会派が行う要請陳情活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議に要する経費 2 他の団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(長野県議会基本条例の一部改正)

第4条 長野県議会基本条例（平成21年長野県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「委員会における」を削る。

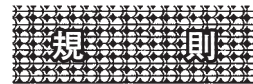
第18条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条中政務調査費の交付に関する条例附則第2項の改正規定（「平成24年4月1日から平成25年3月31日」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日」に改める部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に提出されている第3条の規定による改正前の政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定による会派の届出は、この条例の施行の日において第3条の規定による改正後の政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により提出された会派の届出とみなす。
- 旧条例第6条第1項又は第2項の規定により交付された平成25年3月分の政務調査費については、新条例第6条第1項又は第2項の規定により交付された同月分の政務活動費とみなして、新条例の規定を適用する。
- 旧条例第6条第1項又は第2項の規定により交付された政務調査費（前項の規定により政務活動費とみなされた政務調査費を除く。）に係る返還及び収支報告書については、なお従前の例による。

総務課
議事課
調査課



長野県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年3月1日

長野県議会議長 平野成基

長野県議会規則第1号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 秘密会（第109条－第110条）」を

「第6章の2 公聴会及び参考人（第108条の2－第108条の8）」

第108条の2 （公聴会開催の手続）

第108条の3 （意見を述べようとする者の申出）

第108条の4 （公述人の決定）

第108条の5 （公述人の発言）

第108条の6 （議員と公述人の質疑）

第108条の7 （公述人の代理者又は文書による意見の陳述）

第108条の8 （参考人）

第7章 秘密会（第109条－第110条）

」